【意匠】審査品質管理に関する評価項目（実績、現況等）

（評価項目Ⅰ．（1）①）

評価項目名	Ⅰ．質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	（1）質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況
評価の目的及び観点	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。

実績又は現況	**（品質ポリシー）** A）意匠審査の質を維持・向上するための、品質管理の基本原則となる「品質ポリシー」を2014年8月に策定し、これを公表した。この品質ポリシー等に基づいて、2016年度も品質管理に関する施策を策定している。 （「品質ポリシー」は、「PCT国際調査及び予備審査ガイドライン」（以下、「PCTガイドライン」という。）の第21章（国際調査及び予備審査のための共通の品質枠組み）において、国際調査機関及び国際予備審査機関が設定すべきとされている「機関の品質方針」に該当する。）
	（品質マニュアル） B）意匠審査に関する品質管理及びその実施体制からなる品質管理システムを文章化し、その全体像を理解できるようにすることにより、品質管理の統一的な実施を維持することを目的に「品質マニュアル」を2014年12月に策定し、これを公表している。 2016年7月に、①意匠審査部門の組織名変更に伴う修正、②審査官と決済者間の協議（案件協議）の運用変更に伴う修正（具体的には、中間手続等に誤りがあり、その誤りを正す必要が生じた案件及び、国際意匠登録出願案件がその対象として追加された）、③ユーザー評価調査に関する記載の修正、及び④当マニュアルの文書としての位置づけ及び改訂の契機を追加するため、2016年7月に改訂を行い、これらを公表した。 （「品質マニュアル」は、「PCTガイドライン」の第21章において、国際調査機関及び国際予備審査機関が職員及び管理者に提供すべきとされている「品質マニュアル」に該当する。）
	（審査の品質管理において取り組むべき事項） C）2016年3月に行われた審査品質管理小委員会の報告を踏まえ、意匠について、審査品質管理の具体的な取組を定め、2016年4月に「審査の品質管理において取り組むべき事項（平成28年度）」として公開した。
	（その他品質管理のための具体的な手順を示す文書） D）品質マニュアルにおいて、審査官が審査手続において従うべき手順として、意匠法等の関連法令の適用については「意匠審査基準」（サーチを含む審査の手続きについては「第12部　審査の進め方」）、その他、具体的な取扱いを記載した「意匠審査便覧」、「面接ガイドライン」を参照すべき文書として記載している。 　そのうち、2016年度に行われた意匠審査基準ワーキンググループの結果を受けて、意匠審査基準においては、意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の明確化に関し、「証明する書面」に記載すべき事項の審査基準への明示、出願人自身による証明する書面の取扱い、出願する意匠と異なる意匠を公開した場合等における適正な申請手続及び取扱いを審査基準に明示した（P）。 　また、願書及び図面の記載要件並びに参考図の取扱いに関しては、形状を特定するための線、点等の説明の取扱い、CGにより作成された図における陰の説明の取扱い、コンピュータグラフィクス（CG）により作成された図における背景の彩色についての説明の取扱いについて検討が行われ、それぞれの検討に対し、改訂基準案を作成した。 　なお、2015年度意匠審査基準改訂に伴い、「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」及びこの英語版（仮訳）についても作成した。
	E）「面接・電話応対」の取組に対する具体的手順を示すものとして「面接ガイドライン【意匠審査編】」を策定し、公表している。面接要請があった場合、原則、一回は面接を受諾するものとして、2014年10月にその内容を改訂している。
	F）品質マニュアルにおいて、日本意匠分類についても参照すべき文書として記載している。的確なサーチ（先行意匠調査）を行うために、受理した出願に対して適切な意匠分類を付与すべく、意匠分類の定義を分類毎に作成し、さらに、国際意匠分類（ロカルノ分類）と日本意匠分類との対応表（コンコーダンス表）および、国際意匠分類（ロカルノ分類）の仮訳についても作成し、公開している。
	（文書の管理） G）「品質ポリシー」、「品質マニュアル」及びその他具体的な手順を示す文書であって特許庁が作成したものについては、随時利用可能に提供され、必要な更新が行われるなど、適切に管理されている。

資料の所在	○品質ポリシー（上記A関連） http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/isho/policy.pdf
	○品質マニュアル（上記B関連） http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/isho/manual.pdf
	○審査の品質管理において取り組むべき事項（平成28年度）（上記C関連） http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/hinshitsukanri/torikumubeki_kadai_h28.pdf
	○意匠審査基準（サーチを含む審査の具体的なプロセスについては、第12部　審査の進め方）（上記D関連） ・審査の進め方　概論 http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/isyou-shinsa_kijun/27.pdf ・審査の進め方　各論 http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/isyou-shinsa_kijun/28.pdf
	○意匠審査便覧（上記D関連） http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/isyou_binran.htm
	○面接ガイドライン【意匠審査編】（上記E関連） http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/mensetu_guide/isyou.pdf
	○産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ（上記D関連） https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/isyou_seido_wg_menu.htm
	○意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き（上記D関連） http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/h23_zumen_guideline.htm
	○日本意匠分類関連情報（上記F関連）http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/isyou_bunrui.htm

【意匠】審査品質管理に関する評価項目（実績、現況等）

（評価項目Ⅰ.（1）②）

評価項目名	Ⅰ. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	（1）質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	② 審査及び品質管理のための手続の明確性
評価の目的及び観点	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。

実績又は現況	**（審査の進め方）** A）意匠審査官が意匠審査を行う具体的な手続きが「意匠審査基準」において定められている。（「第12部 審査の進め方」）
	B）「審査の進め方」では、審査手順を「意匠登録出願に係る意匠の認定」、「先行意匠調査」、「新規性、創作非容易性等の検討」、「拒絶理由の通知」、「国際意匠登録出願の場合の拒絶の通報」、「意見書又は補正書が提出されたとき」、及び「査定」に分け、各手順においてなされるべき事項が規定されている。
	C）画像を含む意匠について、現行法下における登録対象の拡充と創作非容易性判断基準の明確化のための意匠審査基準改訂を行い、2016年3月に日本語版と英語版（仮訳）を同時に公開し、2016年4月1日から適用を開始した。
	（品質管理） D）品質管理システム（品質管理及びその実行体制）の整備と実施については、「品質マニュアル」において、特許庁長官、その命を受けた特許技監及び審査第一部長がこれに対して責任を負うことが明記されている（品質マニュアル 「Ⅰ. 品質管理システムについて 3.品質管理実施体制の概要」）。
	E）「品質マニュアル」には、品質管理のための手順及び担当が、PDCAサイクル内の各項目について個別に記載されており、手順及び担当の詳細について参照すべき文書も明記されている（品質マニュアル 「Ⅱ. 意匠課及び意匠審査部門の取組」）。品質管理についての取組は、「品質マニュアル」及び同マニュアルにおいて参照すべきとされた文書の記載に基づいて、実施されている。 2016年7月に、①意匠審査部門の組織名変更に伴う修正、②審査官と決済者間の協議（案件協議）の運用変更に伴う修正（具体的には、中間手続等に誤りがあり、その誤りを正す必要が生じた案件及び、国際意匠登録出願案件がその対象として追加された）、③ユーザー評価調査に関する記載の修正、及び④当マニュアルの文書としての位置づけ及び改訂の契機を追加するため、2016年7月に改訂を行い、これらを公表した。
	F）「品質マニュアル」において、PDCAサイクルを、意匠課及び意匠審査部門全体におけるサイクルと、意匠審査に関する事務を分掌する審査長ごとに分けられた審査長単位（課相当）におけるサイクルとの2つのレベルに分け、各レベルで行う取組と実施体制を説明している。さらに、出願人・代理人などの外部関係者の協力が、意匠審査の質、ひいては意匠権の質の向上に貢献し得ること、外国庁との品質管理に関する情報共有が各国の意匠審査の質の向上に貢献することが記載されている。「品質マニュアル」は、庁内で品質管理に携わる者のみが参照する文書とならぬよう、意匠審査に関わる職員にとって有益で、意匠制度のユーザーにも理解できる文書とするとの方針のもとに作成されている。

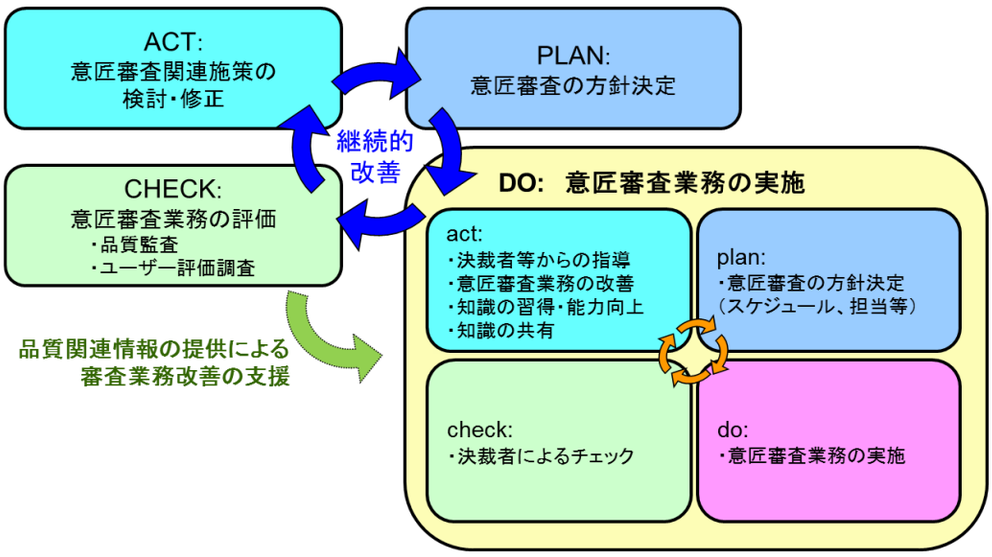

意匠審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCAサイクル）概念図

資料の所在	○意匠審査基準（第12部　審査の進め方）（上記A，B関連） ・審査の進め方　概論　http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/isyou-shinsa kijun/27.pdf ・審査の進め方　各論　http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/isyou-shinsa kijun/28.pdf
	○意匠審査基準英語版（仮訳）（上記C関連） http://www.jpo.go.jp/tetuzuki e/t tokkyo e/design es.htm
	○品質マニュアル（上記D，E，F関連） http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/isho/manual.pdf

【意匠】審査品質管理に関する評価項目（実績、現況等）

（評価項目Ⅰ.（1）③）

評価項目名	Ⅰ. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	（1）質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知
評価の目的及び観点	・特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 ・また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。

実績又は現況	**（品質管理に関する方針・手続の制度ユーザーへの公表状況）** A）「品質ポリシー」は、2014年8月に特許庁ホームページを通じて公表され、同年9月からは、企業との意見交換時にパンフレットを配布している。また、英訳版についても、、他国の制度ユーザーの為に、特許庁ホームページを通じて公表されるとともに、国際会議等の場でパンフレットを配付することにより周知を図っている。当該パンフレットは、日本語版、英語版共に、特許庁のホームページの品質管理のページから容易に閲覧することができる。
	B）2016年7月に改訂した「品質マニュアル」は、同月に特許庁ホームページを通じて公表し、他国の制度ユーザーの為に、英語版についても、7月に同ホームページを通じて公表した。いずれも、同ホームページの品質管理のページから容易に閲覧することができる。
	C）企業等との意見交換の際に使用する資料に、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」について紹介する内容を設け、説明を行っている。（2016年度実績：19件、2017年１月末時点）
	D）2015年5月に作成した庁の紹介パンフレット及びDVD（「産業の発達を支え続ける特許庁－世界最高の知財立国の実現に向けて－」）において、130年以上にわたる産業財産権制度及び特許庁の歴史を紹介するとともに、世界最高の知財立国の実現に向けた様々な取組の一つとして、「品質ポリシー」を紹介している。
	（職員に対する周知状況） E）「品質ポリシー」は、2014年8月に策定されて意匠審査官に周知され、庁内のイントラネットを通じて審査官が常時参照することが可能である。また、同年9月にパンフレットの形で全意匠審査官に配付された。さらに、ポスターを審査室、面接室等に掲示して更なる周知を徹底している。
	F）「品質マニュアル」は、2016年7月に改訂されて審査に関わる全ての職員に周知され、庁内のイントラネットを通じて審査官が随時参照することが可能である。
	G）庁内のイントラネットの品質管理関係情報掲載ページを新たに新設し、品質管理に関する文書（意匠審査に対する品質ポリシー、意匠審査の品質管理に関するマニュアル、2016年度意匠審査の質に関するユーザー評価調査報告書等）のリンクを作成し、簡単に審査官がアクセスすることを可能とした。
	（職員向けの研修の実施状況） H）質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び品質管理の取組や考え方ついての講義・討論を行う研修を実施した。特に、2016年度の研修においては、マネジメント能力研修を2015年度一回だったところを二回に増やし、上席審査官に対する品質管理に関する知識の周知強化を図った。 2016年度実績 ・審査官補コース研修（対象となる新人全員受講） 2016年4月 4日 2名受講 ・審査官コース研修（審査官補対象） 2016年8月29日 2名受講 ・マネジメント能力研修（第一回）（新任上席審査官対象） 2016年6月13日 2名受講 ・マネジメント能力研修（第二回）（新任上席審査官対象） 2016年12月1日 1名受講 ・意匠課内研修『意匠審査の品質管理に係る取組と現状について』（意匠審査官等対象） 2016年6月30日 27名受講

	（職員の理解状況の把握） I）各研修における職員の理解状況の把握は以下の通り。 ・審査官補コース研修、審査官コース研修については、各研修の最後に研修内容の改善を目的としたアンケートを受講者全員を対象に実施しており、当該アンケートにおいて5段階評価及び自由記載を通じて研修内容が理解されているかどうかを把握した。 ・マネジメント能力研修については、アンケートに加えて、講義後に理解度を確認する検証を実施した。 ・意匠課内研修は、研修最後に質疑応答およびアンケートの実施を行い、研修内容を理解していることの確認を行った。

資料の所在	○品質ポリシー（上記A，C，E，G，関連） http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/isho/policy.pdf
	○品質ポリシーパンフレット（上記A，E関連 http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/policy.htm
	○品質ポリシー（英語）（上記A関連） http://www.jpo.go.jp/seido_e/quality_mgt/pdf/quality_mgt/design.pdf
	○品質マニュアル（英語）（上記B関連） http://www.jpo.go.jp/seido_e/quality_mgt/pdf/design_manual/manual.pdf
	○品質マニュアル（上記B，F関連） http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/isho/manual.pdf

【意匠】審査品質管理に関する評価項目（実績、現況等）

（評価項目Ⅰ.（2）④）

評価項目名	Ⅰ．質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	（2）質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	④審査実施体制
評価の目的及び観点	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。

実績又は現況

（意匠審査部門の組織体制・人員配置）

A）意匠審査部門は、審査第一部に置かれている。同部門では、物品分野別に意匠審査を行う審査室が3 つ設けられ、合計約50 名の審査官により国内案件に加えて国際意匠登録出願の審査も行っている（2016年度は意匠審査官を新たに2名採用した）。3 つの審査室には管理職が8 名配され、品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。各審査室の担当物品分野は以下のとおりである。なお、2016年4月より、審査室間の業務量調整及び審査室名の変更を行った。

・情報・交通意匠：運輸・運搬機械、電気電子機械器具、通信機械器具、一般機械器具
・環境・基盤意匠：住宅設備用品、土木建築用品、産業用機械器具、基礎製品
・生活・流通意匠：製造食品、嗜好品、衣服、身の回り品、生活用品、趣味娯楽用品、運動競技用品、事務用品、販売用品

B）出願内容の高度化・複雑化、先行意匠調査の対象となる蓄積文献数の増加（毎年30万件を越える資料を蓄積）により、意匠審査における審査処理の負担は年々増加している。このような中、特許庁では、審査システムの機械化や、バッチ審査の導入等による審査の効率化を図ってきたところである。この結果、審査官1 人当たりの一次審査件数（FA 件数）で見ると、近年審査官数を大幅に増員している米国特許商標庁（USPTO）と比較して約4.0倍（2014 年のFA 件数を審査官数で割った参考値（2015年以降の数値はID5にて調整中））の審査を行っており、更に、FA期間もUSPTOの半分以下の期間で行われていることからも、既に相当程度の効率化が図られている。

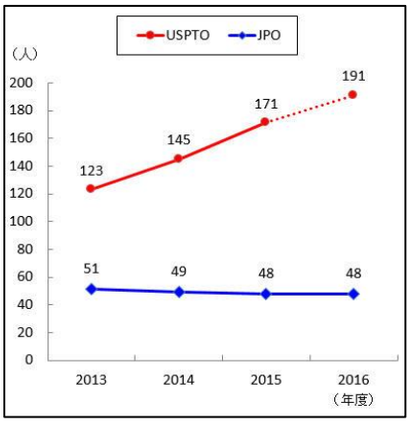

【図1】USPTO との審査官数比較
（特許庁年次報告書及びUSPTO 年報）

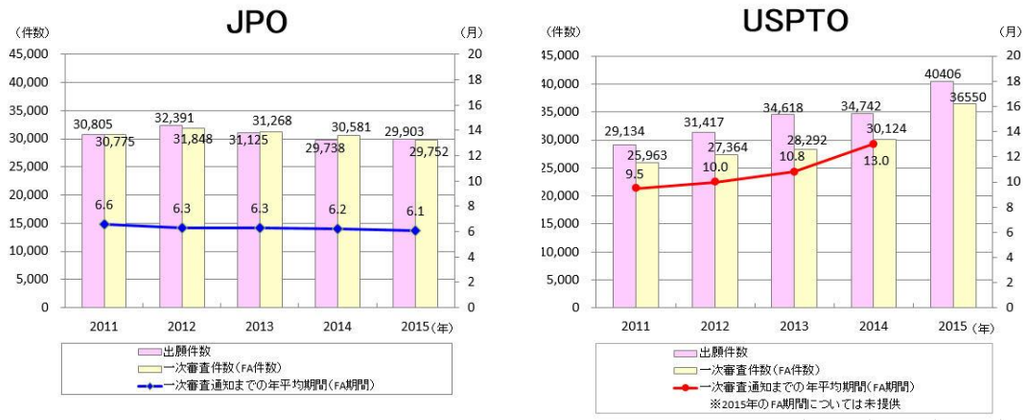

【図2】USPTO との出願件数、FA 件数及びFA 期間（年平均）比較
特許庁年次報告書及びStatistical Items concerning design field for Information Exchange amon the four offices of TM5 より作成。）

（審査官の資格及び能力評価）

C）意匠審査官は、人事院が実施する国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）相当の合格者から採用され、その資格は、意匠法第19 条で準用する特許法第47条第2 項の委任を受けた特許法施行令第4条において規定されている。同条に規定された資格要件の一つである独立行政法人工業所有権情報・研修館における研修課程の修了のためには、産業財産権法四法、条約及び審査実務等の筆記試験に合格する必要がある。

D）審査官に対して、任用後も、①産業財産権に関する国際動向、②法律・審査基準に関する知識、③技術・デザインに関する知識、④国際化に対応する語学能力、⑤知的財産活用に関する知識等を修得する各種研修の受講機会が設けられている。

E)年に一回、審査官や上席審査官といった職制毎に定められた観点に基づいた能力評価が行われ（能力評価）、その結果は適材適所の人員配置や人材育成の観点から必要な研修等の受講の指導に利用される。

資料の所在

〇人事評価マニュアル （内閣人事局・人事院）（上記E関連）
http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/000287212.pdf

〇国家公務員の標準職務遂行能力について（内閣官房）（2009年3月6日内閣総理大臣決定）（上記E関連）
http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/000015876.pdf （255～259ページ参照）

【意匠】審査品質管理に関する評価項目（実績、現況等）

（評価項目Ⅰ．（2）⑤）

評価項目名	Ⅰ．質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	（2）質の高い審査を実現するための体制が整えられているか
	⑤品質管理体制
評価の目的及び観点	品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。

実績又は現況

（特許庁の品質管理体制）

A）責任者としての長官・特許技監

審査の品質管理システムの整備と実施については、特許庁長官、その命を受けて審査に関する事務のうち技術に関する重要事項を総括整理する特許技監及び審査第一部長を責任者としている。そして、品質管理システムの改善については、特許技監を長とする会合において定期的に議論し、決定される。

B）審査業務を実施する各審査長単位

意匠審査業務は、審査第一部長及び各審査長のマネジメントの下、分掌された物品分野の意匠について意匠審査を行う。各審査長単位（各審査室）は、意匠課が企画・立案した品質関連施策を実施するとともに、所掌する物品分野に応じた独自の取組を行うことで、審査の質の向上を図っている。

C）品質関連施策の企画・立案を行う意匠課

品質関連施策の企画・立案業務は、意匠課長のマネジメントの下、2015年4月から品質管理の企画・立案を専従として行う者を1名（2016年6月からは企画調整官）設け、意匠審査の品質管理に関する以下のような業務を行っている。

・審査部・審査長単位が実施する施策（協議、決裁、品質監査、審判情報の活用等）の企画・立案。
・品質関連施策（ユーザー評価調査等）の企画・立案。
・品質管理庁内委員会が実施する審査の質についての分析・評価のサポート（審査の質に関する各種データの収集や起案の形式的瑕疵のチェック）。

D）審査の質の分析・評価を行う品質管理庁内委員会（意匠）・品質管理官

品質管理庁内委員会（意匠）は、3審査室の審査長及び上席総括審査官の合計6名（うち1 名は委員長）の委員と、以下に挙げる品質管理に関する取組を行う事務局によって構成される。
・品質監査結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等の収集された審査の質に関するデータの分析・評価。
・上記分析・評価により明確化された審査の質の現状や解決すべき課題の審査第一部長、特許技監、意匠課への報告。
・品質に関するデータや分析結果（例えば、決裁の際の審査の質の検証の観点等）を各審査長単位へのフィードバック。
・意匠課が企画・立案する品質管理に関する各種施策についての助言。

品質管理官は、意匠審査における高度な知識や判断力を有する者から選任された6名の管理職経験者で構成した。また、企画調整官（1名）が意匠課において事務局長として品質管理に関する業務を行っている。なお、2015年4月から新たに品質監査において検証を担う者としてサーチ担当品質管理官（通常の審査業務と兼任）を2名任命し、体制強化を図った。

E）品質管理体制の概略図

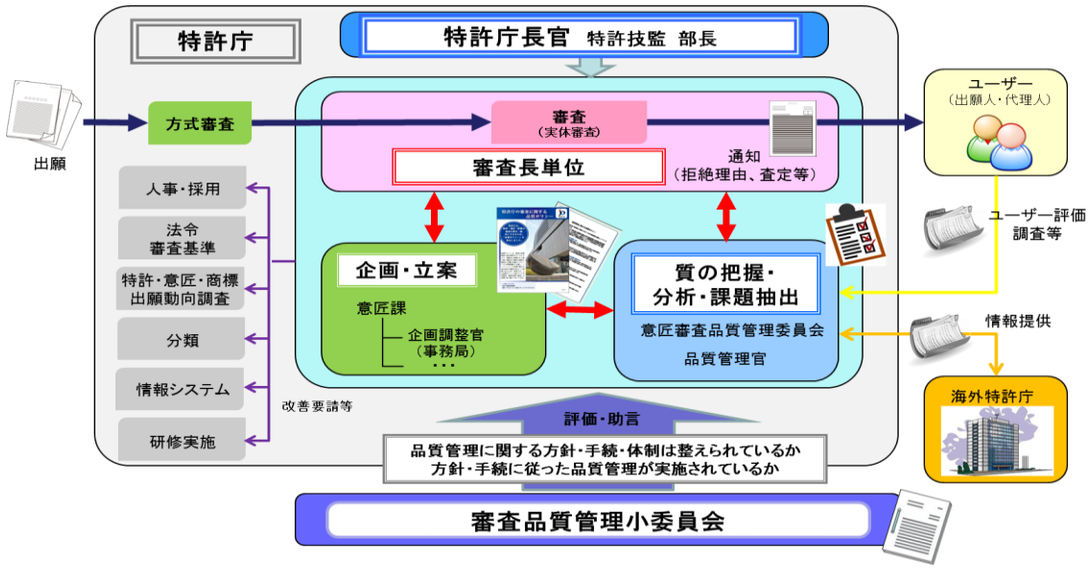

実　績 又は 現　況	**（外国庁の品質管理体制との比較）** F）USPTOとの比較 米国特許商標庁において、意匠（デザインパテント）の審査部門（TC2900 部門）は、特許局（Office of the Commissioner for Patent）に属し、品質管理も特許と同じスキームの中で行われている。なお、品質保証部（Office of Patent Quality Assurance：OPQA）は、化学分野、電気分野、機械分野・意匠の3 部門で構成されており、意匠の品質管理については、機械分野と同じ部門で行われている。 特許局に属する特許品質部（Office of the Deputy Commissioner for Patent Quality）が品質管理及び品質監査を担当する組織である。当該組織は、特許品質部長（Deputy Commissioner for Patent Quality）以下、4名の上級アドバイザ（Senior Advisor）、1名のプログラムマネージャ（Program Manager）の計6名が在籍している。 特許品質部は、4つの下部組織を有する。 （1）品質保証部（Office of Patent Quality Assurance：OPQA） 品質管理・監査の主担当組織である。部長（Director）：1名、上級品質保証専門官（Senior Quality Assurance Specialist）：8名、品質保証専門官（Review Quality Assurance Specialist: RQAS）：55名、統計専門官（Statistician）：2名、プログラム分析官（Program Analyst）：1名、プログラムマネージャ（Program Manager）：1名の計68名で構成されている。 品質保証課において意匠に携わる人数は、上級品質保証専門官2名及び品質保証専門官15名で、いずれも品質管理に関わる他の業務との兼務である。 また、以下の組織においても特許と同様に意匠が取り扱われている。 （2）特許研修部（Office of Patent Training） 審査官教育を担当している組織である。部長（Director）、クラスマネージャ（Class manager）、トレーナー（Trainer）らで構成されており、25名が在籍している。トレーナーには審査官を兼任している者もいる。 （3）プロセス改善部（Office of Process Improvement） 手続の改善を担当している組織である。3名の審査官で構成されており、役職名ではないもののconsultantとして業務を行っている。 （4）オンブズマン・ステークホルダー担当部（Stakeholder Outreach and Patents Ombudsman Program） 主にユーザーからの苦情等に対応する組織であり、3～4名の審査官で構成されている。 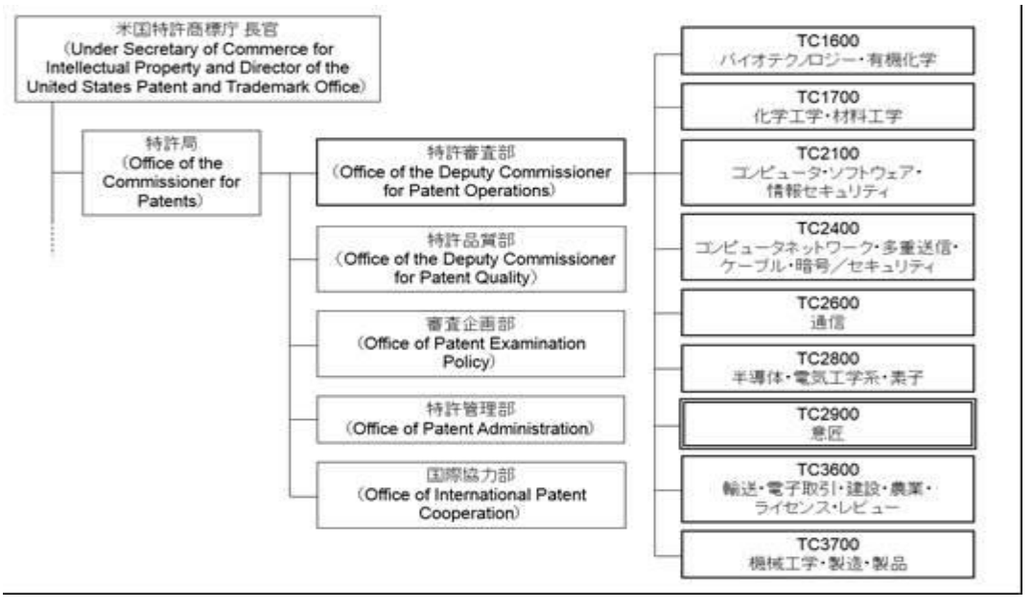

実　績 又は 現　況	G）KIPOとの比較 KIPO における品質管理の体制は、以下のとおり。 品質管理担当部署：意匠審査企画課 役職名：事務官　6名 品質チェック担当部署：審査品質担当 役職名：審査評価官　約4名 ・ 審査品質保証部では、審査の品質に関する統計解析及びトレンドを分析している。ここで分析するトレンドとは、審査官個人の評価のトレンドである。すなわち、審査品質保証部の品質管理システムでは、審査官個人の評価をしており、この情報をもとに審査品質の向上を図っている。 ・ 審査管理部では、審査基準の改訂を行っている。 ・ 意匠において、特許及び商標と異なる点は、意匠の新規性や創作性は判断が難しいことがあり、意匠専門の審査官を採用するなど、特許、商標とは違った品質管理のアプローチをしている。 KIPOのWebサイトには、審査チェックを行う審査品質評価官（KIPO回答によれば審査評価官：심사평가관）について解説がある。 審査のチェックは副長官に直属した審査品質評価官（Examination Quality Assurance Officer ：以下「EQAO」という。）によって行われる。EQAOは19名のスタッフからなり、特許及び実用新案の担当が12名（機械分野3名、金属・建築分野3名、化学・バイオ分野3名、電気・電子分野3名、情報・交信分野3名）及び意匠・商標担当が4名である。EQAOの多くは審査長及び上席審査官などの経験のある審査官が職務を担っている。 EQAOの主たる目標は、公平かつ客観的にチェックを行うことにより、審査の質の向上及び審査結果における顧客信頼度を高めることである。EQAOは、審査が完了した案件を半年ごとに抽出し、所定のガイドラインに従ってチェックをする。また、KIPO審査官の審査品質を診断、解析またそれらの企画を行うことも業務としている。 EQAO以外にも、各審査局の課長（the directors）も審査案件をチェックする。課長は半年ごとに審査案件をサンプル抽出し、所定のガイドラインに従ってチェックし、担当する審査官に結果をフィードバックする。 EQAOのチェックの結果は、組織全体の実施評価に関連付けて管理される。優秀な成績を収めた部及び審査官は表彰の対象となる。
	H）KIPOの品質管理体制の概略図 《EQAO組織図》 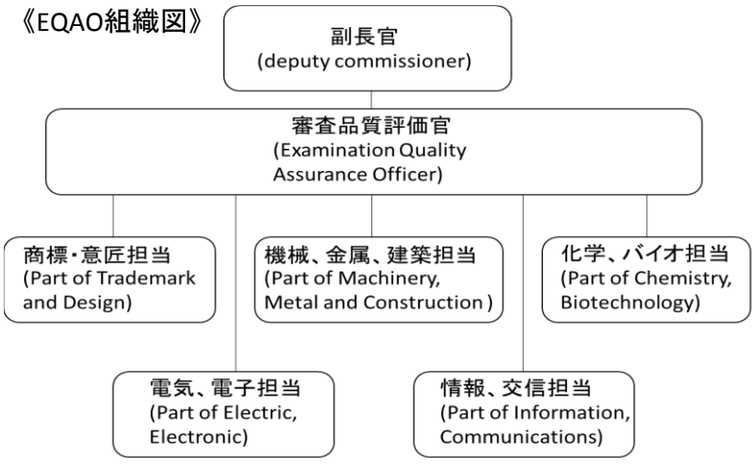 《審査品質管理の体制図》 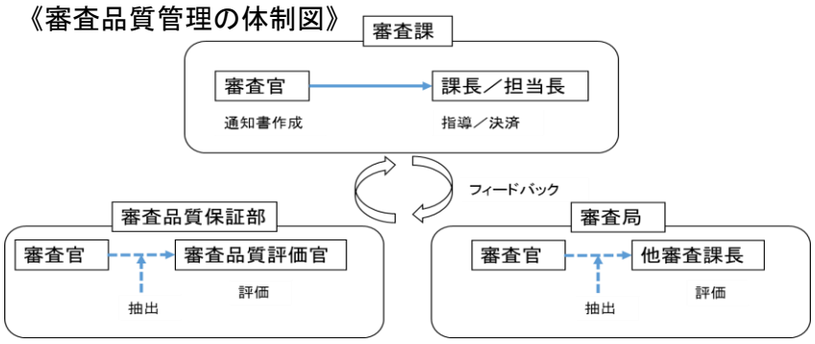

【意匠】審査品質管理に関する評価項目（実績、現況等）

（評価項目Ⅱ．（1）⑥）

評価項目名	Ⅱ．方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	（1）品質管理が適切に実施されているか
	⑥品質向上のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。

実績又は現況	A）意匠審査の質の維持・向上のため、日付や条文の検証、文献番号の自動入力等、ケアレスミスを防ぐシステム対応の整備の他、不備が発生しないような意匠審査を行う努力をするのみならず、意匠審査及びその関連業務において、以下B）～H）のような取組を実施している。
	（品質保証（決裁）） B）審査官が所属する審査長又は上席総括審査官は、審査官が作成した処分等に係る書面の「全件」について、所掌分野の統一的な運用の実施や、審査の質の均質化を目的として、原則として、当該起案書の内容の確認のみ（サーチは伴わない）により、審査内容及び起案を、実体面及び形式面の両方から検証（決裁）を行っている。 実体面の検証は、審査官による判断が審査基準に沿った妥当なものであるか、適用条文に誤りがないか、審査官の意図が起案書に反映されているか等について行われる。形式面の検証は、起案書に記載された書誌的事項に誤りがないか等について行われる。 起案内容に疑義がある場合には、審査官に対して起案内容等を確認し、必要があれば差し戻しを行い、審査官の是正を求めている。
	（審査官と決裁者間の協議（案件協議）） C）ばらつきの原因や、手続きにおいて問題が発生しやすいなど、下記の条件の案件に係る決裁者との相談を、「案件協議」として顕在化し、品質管理庁内委員会へ情報の集約を図り、必要に応じて意匠審査部門への情報共有等フィードバックを行うことで、審査の品質を向上させることを目的とした取組を2014年7月から開始し、実施した（2016年度：63件（2017年1月末時点））。 ＜具体的な運用＞ （ア）ばらつき防止の観点から、前担当者の方針と異なる方向で処理を検討している案件、（イ）手続き上の問題の低減の観点から、同じ条文に基づく拒絶理由を2 回以上通知する案件、（ウ）中間手続等に誤りがありその誤りを正す必要が生じた案件、（エ）模倣品対策のための早期審査対象案件、については必須協議案件として全件決裁者との協議を実施するよう取り決めた。 決裁者と協議した結果、（a）結論が変更された場合、（b）再サーチの必要が発生した場合、（c）情報共有することが有用であると決裁者が判断した場合、協議結果のメモを作成し、品質管理庁内委員会（意匠）へ情報を集約し、必要に応じてフィードバックを実施した。 なお、審査方針における判断の難しい案件の相談は、決裁者が必要と判断した場合、情報共有のためのメモを作成し、案件協議として取り扱う。
	（国際意匠登録出願への対応） D）国際意匠登録出願は、従来の国内出願と運用･手続が異なることから、国際意匠登録出願の審査運用マニュアルを作成し、全意匠審査官を対象とした研修を行った。また、起案端末に関するペーパーレス事務処理便覧についても国際意匠登録出願に関する箇所を改訂し、決裁者に周知を行った。更に、起案書の形式的な瑕疵が起こらないように、国際意匠登録出願の起案文書に対しては、起案後、その起案用紙を決裁者と審査支援管理班の両者において全件確認し、チェックを行っている。 審査官が起案を行った全案件に対して協議を行い、これにより国際意匠登録出願の審査に関する管理職と審査官との知識・情報共有が促進された（2016年度案件協議件数：1,342件（2017年1月末時点））。
	（業績目標と審査官の評価） E）項目④のE)記載の「能力評価」と組み合わせることにより、職務遂行能力の発揮状況や職務上挙げた業績をより正確に把握することを目的として、意匠審査官は、国家公務員の人事評価制度に従い業績評価を受ける。各審査長単位は、年に2回業績目標及び実施計画を策定している。審査の質についても、審査内容（判断、サーチ、起案）の観点及び審査の質を意識した取組の観点から計画が策定される。これに合わせて、各審査官は、所属する審査長単位（各審査室）の業績目標・実施計画に沿った業績目標を設定し、審査の質の維持・向上を意識して目標達成の努力をする。その達成状況は、半年に一度管理職により評価され、必要に応じて審査官にフィードバックされる。

実　績 又は 現　況	**（面接・電話応対）** F）審査官とユーザーとのコミュニケーションや相互理解を深めることは、納得感の高い結論を得るために重要である。また、ユーザー評価調査からも、審査官との面接や電話応対に対するユーザーによる関心の高さが伺われる。 　そこで、2014年度には面接ガイドラインを改訂し、面接の依頼があった場合、原則として全て受けており、2016年度も引き続き面接・電話等を活用し、出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論を得ることに努めた。 　面接等の形態として、①特許庁で行う面接審査、②出張面接審査、③テレビ面接審査、④電話・ファクシミリ等による連絡がある。なお、2016年度は出張面接審査を46件に対し行った。 2016年度実績（2017年1月末時点） 面接記録　390件（2015年度合計実績: 448件） 応対記録（電話対応等）　3,526件（2015年度合計実績:3,808件）
	（技術動向・ビジネス動向の把握） G）審査官は学会や展示会等への参加や、企業との意見交換を行うことで最新の動向を把握するよう努めている。また、2002年度から実施している意匠出願動向調査を継続して行い、2016年度は都道府県ごとの意匠登録動向を人口・企業情報・産業規模等の基礎情報とあわせて調査し、地域の特徴、利用者のニーズ及び課題等を把握した上で、それらを各地域で実施されている意匠関連施策に関する情報と照らし合わせることによって、意匠登録動向とそれら施策との関係性について分析を行うことを目的として調査を行った。
	（品質関連情報の収集・提供） H）意匠審査の質の維持・向上に向けた取組の充実を図るため、各審査長単位等は、以下の品質関連情報を活用した。 1．審査に関する統計データ 　意匠課・品質管理庁内委員会では、審査官の自己管理のため、審査官各人の拒絶理由ごとの件数等、処理状況の内訳を、意匠審査部門全体の平均と比較できるかたちにして提供している（2016年度も毎月更新。データの閲覧は、本人と管理職のみ可）。各審査官は、審査のばらつきを低減する観点から、これらを意識しつつ、審査業務を行った。 2．審判に関する統計データ 　審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献、審決等の分析は、自らの審査の現状・改善点の把握に資するものと考えられるので、意匠課・品質管理庁内委員会（意匠）は、審判における結果等の情報を含む審判関連データを一覧にまとめ、2016年度も毎月更新して意匠審査部門に提供している。審決が確定した案件は、審査段階の査定審査官及び現在の担当分野の審査官に情報を通知し、審決の確認を促した。各審査官は、自らの審査の現状・改善点等の把握にこれらのデータを利用している。
	（審査関連文書の整備・改訂） I）2016年度に行われた意匠審査基準ワーキンググループの結果を受けて、意匠審査基準においては、意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の明確化に関し、「証明する書面」に記載すべき事項の審査基準への明示、出願人自身による証明する書面の取扱い、出願する意匠と異なる意匠を公開した場合等における適正な申請手続及び取扱いを審査基準に明示した（P）。 　また、願書及び図面の記載要件並びに参考図の取扱いに関しては、形状を特定するための線、点等の説明の取扱い、CGにより作成された図における陰の説明の取扱い、コンピュータグラフィクス（CG）により作成された図における背景の彩色についての説明の取扱いについて検討が行われ、それぞれの検討に対し、改訂基準案を作成した。 　なお、2015年度意匠審査基準改訂に伴い、「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」及びこの英語版（仮訳）についても作成した。

実　績 又は 現　況	**（能力向上のための研修の実施）** J）　意匠審査の質の向上のためには、意匠審査に関わる全ての職員の知識・能力の向上が必須である。そこで、審査官の知識・能力を向上させることを目的として、①法律・審査基準に関する知識、②技術・デザインに関する知識、③国際化に対応する語学能力、④知的財産活用に関する知識等を修得する各種研修の受講機会が設けられている。 　また、意匠課及び意匠審査部門では、以下の観点から継続的な人材育成に取り組んでいる。 ・コース研修やその他の法律研修等の受講により、審査実務に関する能力の向上を図る。 ・技術研修や学会・セミナー等の知識習得機会への参加や、展示会や企業コンタクト等を通して、最新の技術やデザイン動向の把握、出願人等の意見・要望を聴取し、知識、資質の向上を図る。 2016年度実績 　技術研修「デザインと企業」（審査官対象）　2016年6月8日　　32名受講 　技術研修「クールジャパン、世界が認める日本のデザイン」（審査官対象）　2016年10月19日　35名受講 　コンシューマー・エレクトロニクス・ショー（CES）（2017年1月5日-7日）　1名派遣 　国際消費財見本市（アンビエンテ）（2017年2月11日-13日予定）　1名派遣 ・英語に対応できる審査官（補）の育成を強化し、英語による審査実務についての情報発信能力の習得や、各国の知的財産権制度等の知識を習得するための研修受講により、意匠分野の国際協力及びハーグ協定ジュネーブ改正協定加入後の審査運用等、審査業務の国際化への対応を図っており、特に、国際意匠登録出願の起案能力の向上を目的としたハーグ起案研修を2013年から3回の試行を行い、2016年度から本格実施している。2016年度は11月21日から1月31日までの期間行い、5名の審査官が研修を受講した。 　また、国家公務員に対して導入されている能力・実績主義の人事管理の一環として年1 回実施される能力評価おいて、審査官や上席審査官といった職制毎に定められた観点に基づいた能力の評価が行われる。能力評価の結果については、原則として本人にフィードバックされるとともに、適材適所の人事配置や人材育成の観点から必要な研修等の受講の指導に利用されている。
	（意匠登録出願に対するロカルノ分類の付与及び日本意匠分類とロカルノ分類との対照表等の整理） K）　的確なサーチを行う事を目的として、意匠登録出願及び国際意匠登録出願に対し、日本意匠分類だけでなく、ロカルノ分類の付与及びメンテナンスを行っている。また、日本意匠分類とロカルノ分類の対照表や、ロカルノ分類第11版物品リストの和訳、WIPOにおける国際登録例を検索するための手順書を作成し、審査の過程を通じて修正する必要が生じた場合には、適宜修正されている。 ・審査官は審査段階において、付与された日本意匠分類及びロカルノ分類を確認し、修正が必要であると判断した場合には適宜修正する。

資料の所在	○意匠審査基準（審査手続きについては、第12部　審査の進め方） ・審査の進め方　概論 http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/isyou-shinsa kijun/27.pdf
	・審査の進め方　各論 http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/isyou-shinsa kijun/28.pdf
	○産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ（上記I関連） https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/isyou seido wg menu.htm
	○意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き（上記I関連） http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/h23 zumen guideline.htm
	○意匠審査便覧　　http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/isyou binran.htm
	○面接ガイドライン【意匠審査編】 http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/mensetu_guide/isyou.pdf

【意匠】審査品質管理に関する評価項目（実績、現況等）

（評価項目Ⅱ．（1）⑦）

評価項目名	Ⅱ．方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	（1）品質管理が適切に実施されているか
	⑦品質検証のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。

実績又は現況	**（意匠審査の取組報告、上半期終了後の進捗状況検証）** A）2016年度の初めに、当該年度に実施をすべき審査の取組の計画を、1．迅速な意匠審査の実施、2．高品質な意匠審査の実施の各観点から策定した。策定した取組の計画に対しては、上半期終了後に進捗状況を検証し、レビューを行った。 また、2017年3月開催の意匠審査品質管理委員会において、2017年度の年間作業計画について審議した。
	（品質監査） B）①品質監査の概要 ・判断起案の品質監査は、審査のアウトプットの品質を検証すると共に、今後の改善に役立てることを目的として、品質管理官による品質監査を実施している。意匠における品質監査は、個別案件の審査処理期間に影響を与えないことを考慮し、決裁が終了した案件を事後的に検証する決裁後案件を対象としており、下記②の要件で抽出して行った。なお、2017年3月までに監査対象案件抽出のためのシステムを既存の案件管理・起案システムへ統合させて、既存システムのインターフェースでの自由度の高い抽出作業が可能となる予定。2017年度からは自由度の高い抽出作業の実現により品質監査の効率を高めることが可能となる。 ・サーチに関する品質監査について、サーチの適切性について検証を行うとともに、将来の監査体制を確立するための議論や課題を抽出し、どのような検証手法が適切か検討を行ってきたが、2016年度は、まずは審査官によるサーチ指示が適切かどうかを検証した上で、指示内容が不適切であった場合には、2015年度までと同様にサーチの適切性の検証を行うための再サーチを実施した。2016年度は年間を通じて4回行った。 ・国際意匠登録出願の審査運用に沿った検証項目を作成・検討し、品質監査等の品質管理の取組を行う必要があるため、どのような観点で国際意匠登録出願対する品質監査を行うか、引き続き審査官が起案した全案件に対して協議を行いながら検討する（2016年度案件協議件数：1,342件（2017年1月末時点））。
	②判断・起案の品質監査の対象 品質監査は、全審査室において実施する。対象案件は、拒絶理由通知後に登録査定となったもの、拒絶査定、手続きの中に補正却下の決定を含むもの、及び即登録（拒絶理由通知無く登録）となったもの。 拒絶理由通知・拒絶査定となった案件が中心となるよう審査官の処分種別ごと（拒絶理由通知後に登録査定50～60%、拒絶査定25～30%、補正却下の決定を伴うもの5～10%、即登録10～15%を目処）、かつ分野に偏りが発生しないよう、分野ごとで区分けした中から無作為に抽出 している。
	③判断・起案の品質監査の主な検証項目 法令、審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているかについて、意匠審査基準第12部「審査の進め方」をベースとして検証する。
	④判断・起案の品質監査の件数 出願件数に対して0.5%を越える件数を目標に年度に2回実施（2016年度：168件実施済み、2017年1月末時点）。

実績又は現況	**（ユーザー評価調査）** C）ユーザー評価調査 意匠審査の質に対する課題を把握し、施策・取組を改善することを目的として、ユーザー評価調査を行った（2016年度アンケート送付件数：国内企業279社、外国企業55社）。 2016年度は、ユーザー評価調査の実施手法を見直し、調査対象となるユーザーの負担感を低減するために、特許、意匠、商標で可能な範囲でとりまとめて調査票を送付した。また、2015年度は、調査票の配布・回収について外部委託を行っていたところ、2016年度は、調査票の配布・回収を含め、すべて特許庁独自で実施した結果、回収率を大幅に上昇させることができた。加えて、調査票の内容についても、調査対象者の自由かつ率直な意見を得るために、意匠審査全般の質の調査について、無記名での回答を可能にするとともに、質問項目の見直しを行うことでさらに有益な結果を得ることができた。 ユーザー評価調査の結果については、審査の質全般に対する満足度において、5段階評価の4段階以上の評価が増加した。 ユーザー評価調査は、意匠審査全般の質について回答する「A票」と、特定の出願における意匠審査の質について回答する「B票」で構成し、A票は無記名での回答を可能とした。また、B票に記載する調査対象案件はユーザー自身で選択し、回答可能とした。 アンケートの利用については、意匠審査の質の改善に役立てる目的にのみ使用し、B票については担当審査官、及び第三者へは知らせることはないという条件で実施した（ただし、質問票の「担当審査官へのフィードバック可」にユーザーがチェックを入れた案件については、回答内容を管理職を通して担当審査官に知らせる場合あり）。 集計・分析作業終了後、その結果を意匠審査部門内で共有すると共に、特許庁ホームページを通じて公表する。 ユーザー評価調査の結果については、A票の「満足（5段階評価における「満足」と「概ね満足」を合計した値）」が61%（前年50.8%）となっており、また、最近（1年程度）の審査の質全般の印象の変化については、意匠は14.2%（前年10.2%）「良くなっている」との回答を得た。 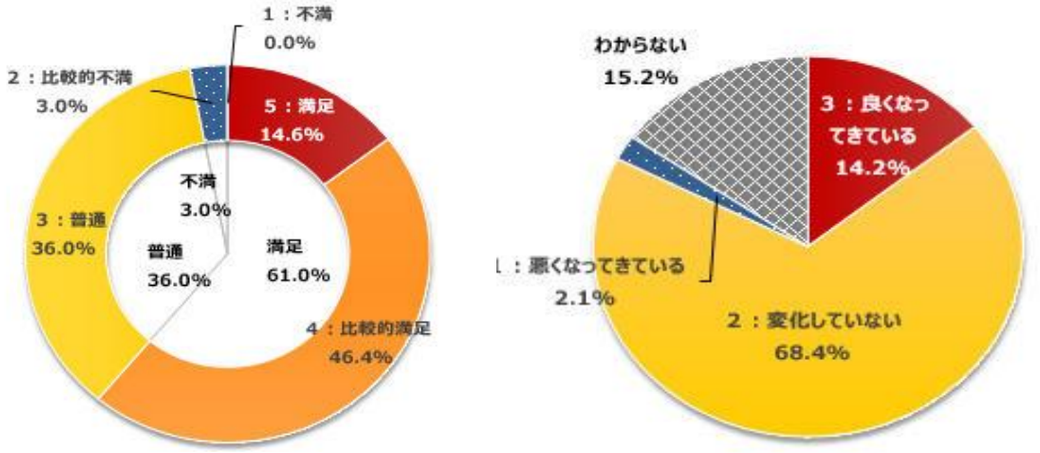 意匠審査の質全般に関する調査　　意匠審査の質全般の印象の変化に関する調査 【図1】2016年度ユーザー評価調査の結果概要
	（ユーザー等との意見交換） D）ユーザーニーズの把握を目的として、上記C）の調査だけでなく、意匠課・意匠審査部門において、各企業や業界団体等のユーザーと、管理職をヘッドとする意見交換を行っている。（2016年度：19件、2017年1月末時点） 当該意見交換では、各ユーザーの意匠登録出願の状況、登録率、拒絶に関する状況等の情報を提供した。また、意匠審査の質を含めた意見・要望等を伺い、当該意見・要望等を品質管理に関する各種施策の企画・立案や品質向上に活用する。
	（審査の質の向上のためのホームページでの意見受付の開始） E）これまでの電話・メール・ユーザー評価アンケート時の情報提供依頼等での受付に加え、審査の質に関するより多くのユーザーの意見の提供を受け、審査の質の向上に活用することを目的として、特許庁ホームページ上で審査の質の向上のための意見受付を開始した（2014年11月）。寄せられた意見について、適切に管理すると共に、審査の質の向上に資するために、意見内容を分析し、品質向上のための取組に反映している。
	（審判決との判断相違の分析） F）意匠審査の向上につながる情報を得ることを目的として、審判決との判断相違の統計調査や分野ごとの傾向の分析等を行っている（2016年度：450件（2017年1月末時点））。

資料の所在	○審査の質の向上のための御意見受付（上記E関連） http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/hinshitsukanri.htm

【意匠】審査品質管理に関する評価項目（実績、現況等）

（評価項目Ⅱ.（1）⑧）

評価項目名	Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか （1）品質管理が適切に実施されているか **⑧ 審査の質の分析・課題抽出**
評価の目的及び観点	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。

実績又は現況

（分析）

A)分析方法としては、意匠審査の質（審査手法、審査判断、拒絶理由通知等の記載内容等）を総合的な視点から分析および課題抽出するため、「審査→決裁→発送→確定→出願人・代理人→審判」の一連の流れの中で、多角的な観点から、以下の分析を実施し、それぞれの課題の抽出を行っている。

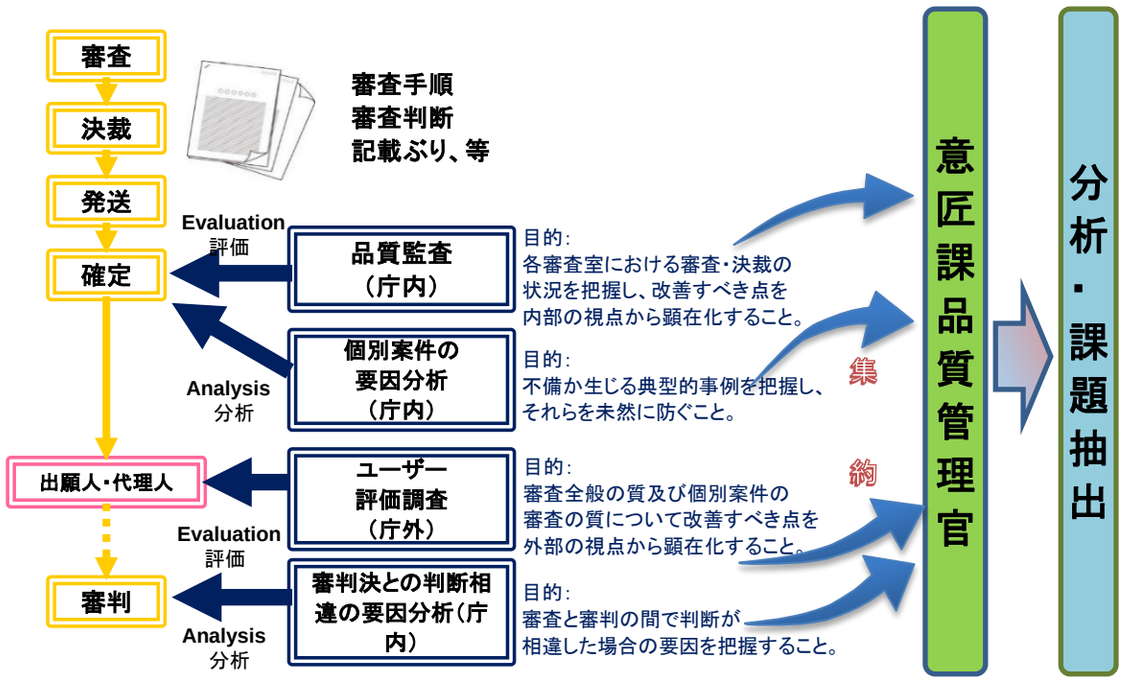

（特許庁内部での評価に基づく分析）

B)品質管理についての内部レビューを通じた分析

・毎年、半期毎のレビューを行い、さらに、必要に応じて品質管理庁内委員会（意匠）で取組及び品質監査等の分析について内部レビューを実施し、意匠課関係部署及び意匠審査部門に対して情報発信を行った。2016年度は半期毎のレビューに加え、4回の庁内委員会を行い、サーチ指示に関する手順書の改善等を検討し、必要に応じ修正した。

・2016年度に2回行われた審査品質管理小委員会において、委員から受けた評価及び改善案を受けて、品質管理の実施体制・実施状況について分析を行った。

C)品質監査を通じた分析

・全審査室の確定済み案件（2016年7月～9月の間に査定が確定）の中から、分野に偏りがないよう、かつ、課題が抽出しやすいよう、拒絶理由が通知された案件を中心として抽出した。

・法令、審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているかについて、意匠審査基準第12部「審査の進め方」をベースとして検証した。

・出願件数に対して0.5%を越える件数を目標に年度に2回実施した（2016年度：168件実施済み、2017年1月末時点）。

・監査により得られたデータの分析、及び、監査における指摘事項に関して、内容を詳細に確認し、指摘が多い事項等を明らかにするなどの分析を行うことにより、現状を把握し、改善すべき点の顕在化を図り、今後の改善策を検討した。

D)審判決との判断相違の分析

・意匠審査の向上につながる情報を得ることを目的として、審判決との判断相違の統計調査や分野ごとの傾向の分析等を行っている（2016年度：450件（2017年1月末時点））。

実　績 又は 現　況	**（特許庁外部での評価に基づく分析）** E）ユーザー評価調査を通じた分析 ・意匠審査の質に対する課題を抽出するため、ユーザー評価調査を行った（2016年度アンケート送付件数：国内企業279社、外国企業55社）。 ・回収した調査票をもとに統計的な処理を行い、ユーザーが意匠審査についてどう評価しているのかを分析した。また、改善のための取組が必要な観点の分析においては、個別項目に対する評価と、当該項目の評価と全体評価との相関係数を求め、評価が低く相関係数が高い項目を抽出するという工夫をしている。 ・2016年度は、特許庁独自で実施したところ、結果的に8割を超える回答があり、回収率は大幅に上昇した。また、分析対象とする項目やデータを見直したことにより、より実情に即した有益な回答を得ることができたとともに、より充実した分析を行うことができた。
	F）ユーザーとの意見交換、ホームページ等を通じた意見聴取に基づく分析 ・品質管理庁内委員会（意匠）において分析し、意匠審査の質の向上に役立てている。
	（課題抽出） **（特許庁内部での評価に基づく分析により抽出された課題）** G）国際意匠登録出願の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組　[A）での分析結果] ・国際意匠登録出願の審査運用に添った検証項目を作成・検討し、品質監査等の品質管理の取組を行う必要があるため、どのような観点で国際意匠登録出願に対する品質監査を行うか、引き続き全案件に対して協議を行いながら検討する（2016年度案件協議件数：1,342件（2017年1月末時点））。
	H）品質監査についての課題[B）での分析結果] ・品質監査に関して、今年度までは最終処分が確定済みの中から案件を抽出していたが、今年度末にリリースする品質管理システムにより、より自由度の高いタイミングでの案件抽出が可能な新システムの利用を予定しており、当該新システムに対応した判断・起案の品質監査の仕組み・運用手順の検討を行っている。
	（特許庁外部での評価に基づく分析により抽出された課題） I）ユーザー評価調査についての課題　[E）での分析結果] ・来年度以降のユーザー評価調査の実施方法、実施内容について（特許・意匠・商標で、一定程度アンケートの方針を共通化するか等）引き続き検討が必要である。 ・2016年度のユーザー評価調査において、前回調査よりも比較的不満・不満の割合が増加した個別項目を分析した結果、各種通知書等の内容に関する出願人への伝わりやすさ、審査官の担当分野の知識向上等について要望が多かったことから、それらに内在する問題と、その問題への解決方法について、継続して検討する必要がある。
	J）国際的取組についての課題 ・引き続き、JPOにおける品質管理の取組について、国際会議等の場を通じて積極的に発信していくとともに、外国庁の品質管理体制及び施策の情報収集を行い、特許庁においても有効と考えられる施策の検討を進めて行く必要がある。

【意匠】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅱ.（1）⑨）

評価項目名	Ⅱ. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか （2）継続的改善が適切に実施されているか **⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況**
評価の目的及び観点	評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。

実績又は現況	**（①の改善状況）** ＜品質マニュアルの改訂＞ ・ 2016年7月に、①意匠審査部門の組織名変更に伴う修正、②審査官と決済者間の協議（案件協議）の運用変更に伴う修正（具体的には、中間手続等に誤りがあり、その誤りを正す必要が生じた案件及び、国際意匠登録出願案件がその対象として追加された）、③ユーザー評価調査に関する記載の修正、及び④当マニュアルの文書としての位置づけ及び改訂の契機を追加するため、2016年7月に改訂を行い、これらを公表した。（「品質マニュアル」は、「PCTガイドライン」の第21章において、国際調査機関及び国際予備審査機関が職員及び管理者に提供すべきとされている「品質マニュアル」に該当する。） ＜審査の品質管理において取り組むべき事項＞ ・2016年3月に行われた審査品質管理小委員会の報告を踏まえ、意匠について、意匠品質管理の具体的な取組を定め、2016年4月に「審査の品質管理において取り組むべき事項（平成28年度）」として公開した。 ＜その他品質管理のための具体的な手順を示す文書＞ ・2016年度に行われた意匠審査基準ワーキンググループの結果を受けて、意匠審査基準においては、意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の明確化に関し、「証明する書面」に記載すべき事項の審査基準への明示、出願人自身による証明する書面の取扱い、出願する意匠と異なる意匠を公開した場合等における適正な申請手続及び取扱いを審査基準に明示した（P）。 　また、願書及び図面の記載要件並びに参考図の取扱いに関しては、形状を特定するための線、点等の説明の取扱い、CGにより作成された図における陰の説明の取扱い、コンピュータグラフィクス（CG）により作成された図における背景の彩色についての説明の取扱いについて検討が行われ、それぞれの検討に対し、改訂基準案を作成した。 　なお、2015年度意匠審査基準改訂に伴い、「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」及びこの英語版（仮訳）についても作成した。 ・品質マニュアルにおいて、日本意匠分類についても参照すべき文書として記載している。的確なサーチ（先行意匠調査）を行うために、受理した出願に対して適切な意匠分類を付与すべく、意匠分類の定義を分類毎に作成し、さらに、国際意匠分類（ロカルノ分類）と日本意匠分類との対応表（コンコーダンス表）および、国際意匠分類（ロカルノ分類）の仮訳についても作成し、公開している。
	（②の改善状況） ＜意匠審査基準の改訂＞ 画像を含む意匠について、現行法下における登録対象の拡充と創作非容易性判断基準の明確化のための意匠審査基準改訂を行い、2016年3月に日本語版と英語版（仮訳）を同時に公開し、4月1日から適用を開始した。 ＜品質マニュアルの改訂＞ 2016年7月に、①意匠審査部門の組織名変更に伴う修正、②審査官と決済者間の協議（案件協議）の運用変更に伴う修正（具体的には、中間手続等に誤りがあり、その誤りを正す必要が生じた案件及び、国際意匠登録出願案件がその対象として追加された）、③ユーザー評価調査に関する記載の修正、及び④当マニュアルの文書としての位置づけ及び改訂の契機を追加するため、2016年7月に改訂を行い、これらを公表した。

実績 又は 現況	**（③の改善状況）** ＜品質管理に関する方針・手続の制度ユーザーへの公表状況＞ 企業等との意見交換の際に使用する資料に、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」について紹介する内容を設け、説明を行っている。（2016年度実績：19件、2017年１月末時点） ＜職員に対する周知状況＞ 「品質マニュアル」は、2016年7月に改訂されて審査に関わる全ての職員に周知され、庁内のイントラネットを通じて審査官が随時参照することが可能である。さらに、庁内のイントラネットの品質管理関係情報掲載ページを新たに新設し、品質管理に関する文書（意匠審査に対する品質ポリシー、意匠審査の品質管理に関するマニュアル、2016年度意匠審査の質に関するユーザー評価調査報告書等）のリンクを作成し、簡単に審査官がアクセスすることを可能とした。 ＜職員向けの研修の実施状況＞ 特に、今年度の研修においては、特にマネジメント能力研修を2015年度一回だったところを二回に増やし、上席審査官に対する品質管理に関する知識の周知強化を図った。 ・審査官補コース研修（対象となる新人全員受講）　2016年4月4日　2名受講 ・審査官コース研修（審査官補対象）　2016年8月29日　2名受講 ・マネジメント能力研修（第一回）（新任上席審査官対象）　2016年6月13日　2名受講 ・マネジメント能力研修（第二回）（新任上席審査官対象）　2016年12月1日　1名受講 ・意匠課内研修『意匠審査の品質管理に係る取組と現状について』（意匠審査官等対象）　2016年6月30日　27名受講
	（④の改善状況） ＜意匠審査部門の組織体制・人員配置＞ ・意匠審査官を新たに2名採用した。 ・審査室間の業務量調整及び審査室名の変更を行った。
	（⑤の改善状況） ＜品質管理体制＞ 2016年6月からは企画調整官（1名）が意匠課において事務局長として品質管理に関する以下の業務を行っている。 ・審査部・審査長単位が実施する施策（協議、決裁、品質監査、審判情報の活用等）の企画・立案。 ・品質関連施策（ユーザー評価調査等）の企画・立案。 ・品質管理庁内委員会が実施する審査の質についての分析・評価のサポート（審査の質に関する各種データの収集や起案の形式的瑕疵のチェック）。

【意匠】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅱ.（1）⑩）

評価項目名	Ⅱ. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか (2)継続的改善が適切に実施されているか **⑩ 品質管理の取組(評価項目⑥～⑧)の改善状況**
評価の目的及び観点	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。

実績又は現況

（⑥の改善状況　ー審査に関するものー）

＜審査官と決裁者間の協議（案件協議）＞
・2016年度は63件（2017年1月末時点）案件協議を行った。

＜国際意匠登録出願に関するもの＞
・国際意匠登録出願については1,342件（2017年1月末時点）案件協議を行った。
・国際意匠登録出願は、従来の国内出願と運用・手続が異なることから、国際意匠登録出願の審査運用マニュアルを作成し、全案件に対して必ず協議を行っている。更に、起案書の形式的な瑕疵が起こらないように、国際意匠登録出願の起案文書に対しては、起案後、その起案用紙を決裁者と審査支援管理班の両者において全件確認し、チェックを行っている。

＜面接・電話対応＞
・2016年度実績（2017年1月末時点）
面接記録　390件（2015年度合計実績: 448件）
応対記録（電話対応等）　3,526件（2015年度合計実績:3,808件）

なお、2016年度は出張面接審査を46件に対し行った。

＜技術動向・ビジネス動向の把握＞
審査官は学会や展示会等への参加や、企業との意見交換を行うことで最新の動向を把握するよう努めている。また、2002年度から実施している意匠出願動向調査を継続して行い、2016年度は都道府県ごとの意匠登録動向を人口・企業情報・産業規模等の基礎情報とあわせて調査し、地域の特徴、利用者のニーズ及び課題等を把握した上で、それらを各地域で実施されている意匠関連施策に関する情報と照らし合わせることによって、意匠登録動向とそれら施策との関係性について分析を行うことを目的として調査を行った。

＜審査関連文書の整備・改訂＞
2016年度に行われた意匠審査基準ワーキンググループの結果を受けて、意匠審査基準においては、意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の明確化に関し、「証明する書面」に記載すべき事項の審査基準への明示、出願人自身による証明する書面の取扱い、出願する意匠と異なる意匠を公開した場合等における適正な申請手続及び取扱いを審査基準に明示した（P）。
また、願書及び図面の記載要件並びに参考図の取扱いに関しては、形状を特定するための線、点等の説明の取扱い、CGにより作成された図における陰の説明の取扱い、コンピュータグラフィクス（CG）により作成された図における背景の彩色についての説明の取扱いについて検討が行われ、それぞれの検討に対し、改訂基準案を作成した。
なお、2015年度意匠審査基準改訂に伴い、「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」及びこの英語版（仮訳）についても作成した。

＜能力向上のための研修の実施＞
・技術研修「デザインと企業」（審査官対象）　2016年6月8日　32名受講
・技術研修「クールジャパン、世界が認める日本のデザイン」（審査官対象）　2016年10月19日　35名受講
・コンシューマー・エレクトロニクス・ショー（CES）（2017年1月-5日）　1名派遣
・国際消費財見本市（アンビエンテ）（2017年2月11日-13日）　1名派遣
・国際意匠登録出願の起案能力の向上を目的としたハーグ起案研修を2013年から3回の試行を行い、2016度から本格実施している。今年度は11月21日から1月31日までの期間行い、5名の審査官が研修を受講した。

実　績 又は 現　況	＜意匠登録出願に対するロカルノ分類の付与及び日本意匠分類とロカルノ分類との対照表等の整理＞ 的確なサーチを行う事を目的として、意匠登録出願及び、国際意匠登録出願に対し、日本意匠分類だけでなく、ロカルノ分類の付与及びメンテナンスを行っている。また、日本意匠分類とロカルノ分類の対照表や、ロカルノ分類第11版物品リストの和訳、WIPOにおける国際登録例を検索するための手順書を作成し、審査の過程を通じて修正する必要が生じた場合には、適宜修正されている。 ・審査官は審査段階において、付与された日本意匠分類及びロカルノ分類を確認し、修正が必要であると判断した場合には適宜修正する。
	（⑦の改善状況） ＜品質監査に関するもの＞ ・サーチに関する品質監査について、2016年度は、まずは審査官によるサーチ指示が適切かどうかを検証した上で、指示内容が不適切であった場合には、2015年度までと同様にサーチの適切性の検証を行うための再サーチを実施した。2016年度は年間を通じて4回行った。 ・2017年3月までに監査対象案件抽出のためのシステムを既存の案件管理・起案システムへ統合させて、既存システムのインターフェースでの自由度の高い抽出作業が可能となる予定。2017年度からは自由度の高い抽出作業の実現により品質監査の効率を高めることが可能となる。判断・起案の品質監査は、2016年度：168件実施済み（2017年1月末時点：出願件数に対して0.5%を越える件数を目標に年度に2回実施）。 ・国際意匠登録出願の審査運用に添った検証項目を作成・検討し、品質監査等の品質管理の取組を行う必要があるため、どのような観点で国際意匠登録出願対する品質監査を行うか、引き続き審査官が起案した全案件に対して協議を行いながら検討する（2016年度案件協議件数：1,342件（2017年1月末時点））。 ＜ユーザー評価調査に関するもの＞ ・2016年度アンケート送付件数：国内企業279社、外国企業55社。 2016年度は、ユーザー評価調査の実施手法を見直し、調査対象となるユーザーの負担感を低減するために、特許、意匠、商標で可能な範囲でとりまとめて調査票を送付した。また、2015年度は、調査票の配布・回収について外部委託を行っていたところ、2016年度は、調査票の配布・回収を含め、すべて特許庁独自で実施した結果、回収率を大幅に上昇させることができた。加えて、調査票の内容についても、調査対象者の自由かつ率直な意見を得るために、意匠審査全般の質の調査について、無記名での回答を可能にするとともに、質問項目の見直しを行うことでさらに有益な結果を得ることができた。 ユーザー評価調査の結果については、審査の質全般に対する満足度において、5段階評価の4段階以上の評価が増加した。 集計・分析作業終了後、その結果を意匠審査部門内で共有すると共に、特許庁ホームページを通じて公表する。 ・ユーザー評価調査の結果については、A票の「満足（5段階評価における「満足」と「概ね満足」を合計した値）」が61%（前年50.8%）となっており、また、最近（1年程度）の審査の質全般の印象の変化については、意匠は14.2%（前年10.2%）「良くなっている」との回答を得た。

実　績 又は 現　況	**（⑧の改善状況）** ＜品質管理についての内部レビューを通じた分析＞ 2016年度は4回の庁内委員会を行い、サーチ指示に関する手順書の改善等を検討し、必要に応じ修正した。 ＜品質監査を通じた分析＞ ・監査により得られたデータの分析、及び、監査における指摘事項に関して、内容を詳細に確認し、指摘が多い事項等を明らかにするなどの分析を行うことにより、現状を把握し、改善すべき点の顕在化を図り、今後の改善策を検討した。 ＜審判決との判断相違の分析＞ ・審判決との判断相違の統計調査や分野ごとの傾向の分析等を実施した（2016年度：450件（2017年度1月末時点））。 ＜ユーザー評価調査を通じた分析＞ ・回収した調査票をもとに統計的な処理を行い、ユーザーが意匠審査についてどう評価しているのかを分析し、品質監査の精度を高めた。改善のための取組が必要な観点の分析においては、個別項目に対する評価と、当該項目の評価と全体評価との相関係数を求め、評価が低く相関係数が高い項目を抽出するという工夫をしている。 ・2016年度は、特許庁独自で実施したところ、結果的に8割を超える回答があり、回収率は大幅に上昇した。また、分析対象とする項目やデータを見直したことにより、より実情に即した有益な回答を得ることができたとともに、より充実した分析を行うことができた。 ＜課題抽出＞ ・品質監査に関して、今年度までは最終処分が確定済みの中から案件を抽出していたが、今年度末にリリースする品質管理システムにより、より自由度の高いタイミングでの案件抽出が可能な新システムの利用を予定しており、当該新システムに対応した判断・起案の品質監査の仕組み・運用手順の検討を行っている。 ・2016年度のユーザー評価調査において、前回調査よりも比較的不満・不満の割合が増加した個別項目を分析した結果、各種通知書等の内容に関する出願人への伝わりやすさ、審査官の担当分野の知識向上等について要望が多かったことから、それらに内在する問題と、その問題への解決方法について、継続して検討する必要がある。

【意匠】審査品質管理に関する評価項目（実績、現況等）

（評価項目Ⅱ．（1）⑪）

評価項目名	Ⅲ．審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか **⑪　審査の質向上に関する取組の情報発信**
評価の目的及び観点	審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。
実績又は現況	**（国内への情報発信、協力関係）** A）会合における情報発信 ・審査品質管理小委員会における会合で、審査の質向上に関する様々な取組について説明をした（2016年度開催実績：2回）。また、当小委員会で使用した資料等を特許庁ホームページを通じて公表し、その活動とともに審査の質向上に関する取組についても情報発信している。
	B）意見交換会による情報発信及び協力体制 ・各企業との直接的な意見交換を、特許庁幹部（各審査部の部長等）や、各企業が出願した案件の審査を担当する審査室の管理職・審査官など様々なレベルで行っている（2016年度実績：15件、2017年1月末時点）。 ・業界団体等の意匠制度ユーザーとの直接的な意見交換を、2016年度も継続して行っている（2016年度実績：4件、2017年1月末時点）。
	（国外への情報発信、協力関係） C）国際会合における情報発信 以下の国際会合において、特許庁の品質管理の取組を紹介・周知及び情報交換を行った。 ・WIPOグローバルビジネスセミナー 2016年6月3日、東京において、海外にビジネス展開を準備している企業など約100社に対して知的財産の国際的な保護について説明をした。特に、日本国を指定した国際意匠登録出願に関して日本の特許庁における審査や品質管理の状況について具体的に説明をし、質疑応答を行い、十分な理解を図った。 ・第6回日中意匠専門家会合 2016年6月15日北京において開催。中国特許庁において、意匠専門家と意匠登録出願の出願・審査状況、及び近時の法改正・審査基準の改定の状況について情報交換を行った。当方からは、現状の説明とともに品質管理のポリシー、方法などについて説明をし、先方の専門家に情報提供を行った。 ・第7回日中韓デザインフォーラム 2016年6月16日、北京において開催。日中韓の各国企業から新たなデザインの開発状況やデザイン保護に係る意匠制度への期待について発表がなされた。当方からは、意匠制度や意匠審査に関する近況の説明をし、審査における品質管理の方法についても周知を行った。
	・第15回日韓意匠専門家会合 2016年11月30日、12月1日東京において、韓国特許庁の意匠審査官を含む意匠専門家と双方の制度や実務の近況について情報交換をし、特に品質管理やサーチに使用する分類整備に関する最新の取り組みを聴取し、意見交換を行った。 ・第2回意匠五庁（ID5）会合 2016年11月1日、2日北京において、第2回意匠五庁会合が開催された。中国、韓国、米国、欧州の意匠専門家とそれぞれの庁の最新の状況について情報交換を行った。特に、各国から集まったユーザーを交えた公開セッションにおいては、品質管理の状況や分類整備の近況が議題となり、各国の状況を収集しつつ、日本における取り組みについて具体的に説明をし、セッション参加者に適切な情報を直接提供することができた。
	・米国特許庁専門家とのバイ会合 2016年11月3日北京において、米国特許庁の意匠専門家と2国間による意見交換を行った。米国の図面実務に関する品質管理の方法について聴取するとともに、日本における品質管理の方法や分類付与や分類体系について説明をし、双方の理解を得ることができた。 ・日中意匠制度シンポジウム 2016年11月3日北京において開催された。日本貿易振興機構や中華全国専利代理人協会が主催をし、年1回の日中の意匠制度にかかる情報交換を目的に開催されるもの。中国特許庁の意匠審査官、中国の代理人、出願人が100人以上参加し、両国の審判制度や創作非容易性の判断をテーマに情報交換を行い、さらに、日本特許庁からは品質管理の状況についても説明をし、広く情報提供を行った。

	・第5回、第6回日米意匠分類専門家会合 2016年7月20日から22日（日本）、2017年1月30日から2月3日（米国）において開催された。意匠分類の専門家が集まり、双方の固有分類について共通化を行い、サーチや資料の明確化、効率化をはかるべくコンコーダンスの作成作業を行った。
	D）外国庁への直接的な情報発信 外国庁職員（主に審査官や品質管理担当者）に対して、審査官派遣又は受入、新興国審査官向けの研修、品質管理担当者を含む実務者派遣又は受入等を利用して、JPOの実体審査や品質管理の取り組みを紹介した。主なものは以下の通りである。 ・ミャンマー「意匠審査研修」のための意匠専門家派遣（出張報告） 2016年8 月17 日（水）～19 日（金）ミャンマー教育省（ネーピードー）において開催。 ミャンマーでは現在、知財法制定及び知財庁設立に向けた準備が進められており、特に意匠法は他法よりも早期の成立が見込まれており、ミャンマーにおいて早急な意匠審査実務の習得の必要性が高まっている。そのような中、ミャンマー教育省から意匠審査手法に関する研修を行ってほしいとの要請を受け、意匠専門家を派遣しワークショップを開催した。 本研修では主に、①意匠制度の目的と意義②我が国の意匠制度の概要③JPO における意匠審査の実施体制、環境④意匠の実体審査のワークフローと各登録要件に関する判断手法及び事例研究に関する講義を行った。 ・ハーグ協定加盟に向けた日本へのスタディ・ビジット 2016 年11 月29 日～ 30 日に東京で開催。ハーグ協定加入に向けたベトナムの検討状況を聴取するとともにWIPO 及びJPOから加入に向けた助言や知見をベトナムに提供すること、並びに、JPO の同協定加入後の庁内運用や審査手法についての経験をベトナムに共有することにより、ベトナムの同協定加入に向けた検討を促進させることを目的として、今般、WIPO ジャパン・ファンドにより実施された。 ・全人代常務委員会との意見交換（9月5日、東京） ・全人代常務委員会への専利法現地セミナー（11月3日、北京） ・意匠実体審査コース研修（11月8-30日、東京）